

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
東亜建設工業株式会社
代表取締役社長 **松 尾 正 臣**

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災により、被災された皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成23年 6 月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成23年 6 月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー3階 パークタワーホール
(ご来場の際には、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第121期（平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第121期（平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

4. その他株主総会に関する事項

当日ご出席願えない株主様は、議決権を有する他の株主様1名を代理人としてその議決権を行使することができます。なお、この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出いただく必要がありますのでご了承願います。

以 上

○お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○ご案内 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toa-const.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、アジアを中心とした新興国向け輸出の増加や政府による景気刺激策等により景気は徐々に回復の兆しが見られましたが、今年3月に発生しました東日本大震災により先行きの見通しは混沌としたものとなりました。

国内建設市場におきましては、公共投資は補正予算による積み増しがありましたものの、政府建設投資は依然として低迷が続いており、民間設備投資は円高による国内設備投資の見直し等により、前年度に引き続き低水準のまま推移しました結果、受注環境は一段と厳しい状況となっております。

当社グループは、平成22年度を初年度とする「中期経営計画」に基づき、総合評価落札方式への対応強化、計画的な設備投資、海外要員の育成等について諸施策を実施し、収益基盤の強化を図ってまいりました。

当期の当社グループの連結業績につきましては、売上高は1,647億円余（前連結会計年度比13.4%減）となりましたが、営業利益は工事原価の低減等により57億円余（前連結会計年度比44.4%増）となりました。経常利益は為替差損を計上しましたが43億円余（前連結会計年度比40.0%増）となり、また当期純利益は投資有価証券評価損、東日本大震災関連損失を計上しましたが14億円余（前連結会計年度比14.5%増）となりました。

次に、当期における当社グループの主要な業績をセグメント別にご報告いたします。当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）の適用により、セグメントを見直し、従来の「建設事業」「不動産事業」「その他の事業」の区分から、「国内土木事業」「国内建築事業」「海外事業」「その他」のセグメントに変更しております。

【国内土木事業】

「中期経営計画」の達成に向け、総合評価落札方式への対応強化、顧客ニーズに対応した提案、コストの削減等に取り組みましたが、受注環境は依然として厳しい状況にあり、当連結会計年度の売上高は71,456百万円となりました。

【国内建築事業】

官庁工事や倉庫・物流施設等の民間非住宅分野への対応強化に取り組みました結果、当連結会計年度の売上高は47,027百万円となりました。

【海外事業】

海外建設市場におきましても、受注環境は非常に厳しい状況にありましたが、リスクの発生を最小限にとどめ、緩やかな拡大を目指しました結果、当連結会計年度の売上高は34,457百万円となりました。

【その他】

当連結会計年度の売上高は11,830百万円となりました。

当期中に受注いたしました主な工事は、以下のとおりであります。

発注者名	工事名
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北海道新幹線、鶴野高架橋
防衛省	岩国飛行場（H22）遊水池整備工事
ナイス株式会社	（仮称）古川町A計画新築工事・（仮称）古川町B計画新築工事
PSA Corp. Ltd	ジュロン島・コンテナターミナル建設工事

当期中に完成いたしました主な工事は、以下のとおりであります。

発注者名	工事名
国土交通省	東京国際空港D滑走路建設外工事
国土交通省	神戸港ポートアイランド（第2期）地区岸壁（PC-14～17）改良工事（第3工区）
株式会社ニチレイロジグループ本社	（仮称）株式会社ニチレイ・ロジスティクス関東東扇島物流センター新築工事
アンゴラ共和国	アンゴラ共和国緊急港湾改修計画

当期における当社のセグメント別の受注高、売上高、繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内土木事業	52,573	50,268	71,748	31,093
国内建築事業	56,503	31,580	47,034	41,049
海 外 事 業	58,117	35,943	34,457	59,603
計	167,194	117,791	153,240	131,745
そ の 他	—	—	580	—
合 計	167,194	117,791	153,820	131,745

(2) 資金調達の状況

当期の社債及び新株発行による資金調達はございません。

(3) 設備投資の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は13億円余であります。のうち主なものは工事用の船舶の建造及び機械装置の取得であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(8) 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第118期 平成19年度	第119期 平成20年度	第120期 平成21年度	第121期(当期) 平成22年度
売 上 高	213,825	205,978	190,301	164,772
当 期 純 利 益	15,246	1,075	1,232	1,411
1株当たり当期純利益	68円64銭	5円01銭	5円90銭	6円75銭
総 資 産	200,943	192,350	194,913	169,103
純 資 産	61,570	59,451	60,873	62,290
1株当たり純資産額	271円39銭	279円79銭	285円90銭	292円73銭

当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第118期 平成19年度	第119期 平成20年度	第120期 平成21年度	第121期(当期) 平成22年度
受 注 高	155,574	150,936	140,283	117,791
売 上 高	192,692	189,716	177,022	153,820
当 期 純 利 益	14,375	559	1,004	1,149
1株当たり当期純利益	64円34銭	2円59銭	4円78銭	5円48銭
総 資 産	181,052	173,601	177,760	152,473
純 資 産	55,425	53,061	54,141	55,276
1株当たり純資産額	248円05銭	252円69銭	257円86銭	263円45銭

(9) 対処すべき課題

わが国の経済は、企業収益の改善に伴い緩やかな回復基調にありましたが、今年3月に発生しました東日本大震災による甚大な被害の影響を受け、景気の悪化懸念は急速に高まっており、順調な回復軌道に戻るまでには暫く時間を要するものと思われます。

国内建設市場におきましては、補正予算の編成により投資額の上乗せが図られるものの、公共投資は依然として低調な水準で推移する見通しとなっております。また、民間設備投資につきましても、停滞局面が続くものと思われます。

このような経営環境の中、当社グループは、「持続的成長の実現を目指して、技術力・組織力・個人の力を結集し、収益基盤強化を図る」を経営目標に掲げた中期経営計画（平成22年度～平成24年度）の2年目を迎えております。

平成23年度は、この経営目標の実現に向けて、以下の課題・施策に取り組んでまいります。

●平成23年度における課題

中期経営計画に掲げる収益基盤の強化のために、平成23年度における課題を「事業量の確保」と位置づけるとともに、建設業者としての社会的責任を果たすべく、東日本大震災により被災した社会資本の復旧・復興に向けて、当社グループをあげて取り組む。

●部門施策

1) 国内土木部門

- ・総合評価落札方式による受注件数の増加を目指し、営業・技術、本社・支店の協働により、技術提案力の強化を図る。
- ・新設したプロジェクト部を軸に、船舶・設備等の計画的な投資を進め、中長期的な視野に立ったプロジェクト対応を行う。

2) 国内建築部門

- ・戦略的な組織編成により、営業力・技術力の強化と施工品質の向上を図る。
- ・住宅系優良顧客からの継続受注と、得意とする臨海部の倉庫、医療・福祉施設の受注規模を維持し、安定した事業量を確保する。

3) 海外部門

- ・東南アジアを拠点に緩やかな事業拡大を図りつつ、中長期的な視野に立った技術力向上と人材育成に努める。
- ・徹底したリスク管理と選別受注により優良案件を獲得する。

4) 管理・事務部門

- ・「安全を全てに優先させる」意識の徹底を図る。
- ・企業の社会的責任（CSR）を果たす。
- ・更なる財務体質の強化を図る。

以上の課題・施策に対し、役職員一丸となり、計画の達成に邁進いたしますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可（特一19）第2429号を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許（13）第475号を受け、不動産の売買、賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

(11) 主要な営業所（平成23年3月31日現在）

本 店	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	
支 店	北海道支店(札幌市)	東北支店(仙台市)
	東京支店(東京都中央区)	横浜支店(横浜市)
	千葉支店(千葉市)	北陸支店(新潟市)
	名古屋支店(名古屋市)	大阪支店(大阪市)
	中国支店(広島市)	四国支店(高松市)
	九州支店(福岡市)	首都圏建築事業部(東京都新宿区)
	国際事業部(東京都新宿区)	
研 究 所	技術研究開発センター(横浜市)	
海外事業所	シンガポール	ジャカルタ(インドネシア)
	マニラ(フィリピン)	ハノイ(ベトナム)
	ホーチミン(ベトナム)	ドバイ(アラブ首長国連邦)

(12) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,922 ^名	42 ^{名減}

（注）従業員数は、出向者23名及び臨時使用人161名を除いております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,580 ^名	11 ^{名減}	43.4 ^歳	18.6 ^年

（注）従業員数は、出向者71名及び臨時使用人90名を除いております。

(13) 当社グループの主要な借入先及び借入額（平成23年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	8,485 ^{百万円}
株式会社横浜銀行	6,340
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,520
みずほ信託銀行株式会社	3,375

(14) 重要な子会社の状況（平成23年3月31日現在）

会 社 名 (本店所在地)	資本金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東亜エージェンシー (東京都千代田区)	百万円 20	% 100	建設用資機材の販売・賃貸、保険代理業
東亜機械工業株式会社 (下関市)	100	100	建設工事用機械等の製造販売・修理・賃貸
東亜ビルテック株式会社 (東京都千代田区)	40	100	ビルの管理・警備、建物及び設備の調査・設計・修繕、雑貨の販売
東 亜 鉄 工 株 式 会 社 (横浜市)	100	100	船舶及び建設工事用機械等の製造販売・修理・賃貸
東 亜 地 所 株 式 会 社 (東京都千代田区)	60	100	不動産の売買・仲介・管理・賃貸、開発事業
東亜海運産業株式会社 (東京都千代田区)	20	100	一般海運業、船舶売買仲介
信 幸 建 設 株 式 会 社 (東京都千代田区)	50	100	建設業
鶴見臨港鉄道株式会社 (横浜市)	16	73	不動産の売買・賃貸借

(15) 企業集団の現況に関する重要な事項

今年3月に発生しました東日本大震災により、当社東北支店及び当社グループの一部の作業所等が被災いたしました。その影響は軽微でありました。また、当社グループ従業員全員に負傷等の人的被害はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	600,000,000株
	発行済株式の総数	224,946,290株
	（うち自己株式	15,131,785株）
(2) 株 主 数		15,010名
(3) 大 株 主		（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	10,685 ^{千株}	5.09%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,706	3.67
東 亜 建 設 工 業 社 員 持 株 会	7,684	3.66
東 亜 建 設 工 業 鶴 株 会	7,225	3.44
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	6,068	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,906	2.81
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	5,723	2.73
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,695	2.71
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,127	2.44
株 式 会 社 横 浜 銀 行	4,337	2.07

(注) 1. 当社は自己株式15,131千株を保有しておりますが、大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式15,131千株を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当期において、以下の内容で自己の株式を取得しております。

取締役会決議に基づき取得した自己株式

普通株式	116,000株
------	----------

取得価額の総額	10,417,000円
---------	-------------

取得を必要とした理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため

Ⅲ 会社役員に関する事項（平成23年 3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 行 雄	建築事業本部長、安全環境部統括 管理本部長、企画部・内部監査室・ CSR推進室統括 土木事業本部長 札幌通運株式会社常務執行役員
代表取締役社長	松 尾 正 臣	
代 表 取 締 役	中 込 修	
取 締 役	鳥 居 剛	
取 締 役	谷 積 正	
取 締 役	秋 山 優 樹	
監 査 役（常勤）	林 靖 人	
監 査 役（常勤）	伊 佐 信 幸	
監 査 役	北 健 治	
監 査 役	稲 葉 怜	

- (注) 1. 監査役のうち伊佐信幸、北健治及び稲葉怜の3氏は、社外監査役であります。
2. 監査役伊佐信幸、北健治及び稲葉怜の3氏につきましては、東京証券取引所、札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役北健治氏は、平成23年 3月31日をもって札幌通運株式会社常務執行役員を退任し、平成23年 5月 9日をもって中央通運株式会社常務取締役役に就任いたしました。なお、中央通運株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取締役 （うち社外取締役）	8名 (0名)	180百万円 —	
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	38百万円 (23百万円)	
計	12名 (3名)	218百万円 (23百万円)	

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役北健治氏は、札幌通運株式会社常務執行役員であります、同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 主な活動状況

監査役伊佐信幸氏は、事業年度中開催の取締役会に13回中13回、監査役会に13回中13回出席し、製造業の管理部門において幅広い経験と知識を有し、また、他社監査役の経験と見識を基に必要な発言を行なっております。

監査役北健治氏は、事業年度中開催の取締役会に13回中12回、監査役会に13回中13回出席し、大手損害保険会社等の役員を歴任し、経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行なっております。

監査役稲葉怜氏は、事業年度中開催の取締役会に13回中13回、監査役会に13回中13回出席し、大手生命保険会社等の役員を歴任し、経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行なっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 執行役員の氏名等

(平成23年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員社長	松 尾 正 臣	
執行役員副社長	中 込 修	
執行役員専務	鳥 居 剛	建築事業本部長、安全環境部統括
執行役員専務	杉 本 素 信	建築事業本部担当
執行役員専務	谷 積 正	管理本部長、企画部・内部監査室・CSR推進室統括
執行役員常務	奥 田 庸	土木事業本部担当
執行役員常務	佐々木 良 夫	建築事業本部担当
執行役員常務	齋 藤 健	土木事業本部担当（東京湾地区担当）
執行役員常務	田 中 政 志	横浜支店長
執行役員常務	東 功	首都圏建築事業部長
執行役員常務	数 馬 紀 佳	建築事業本部副本部長
執行役員常務	末 富 龍	大阪支店長
執行役員常務	百 武 剛	東京支店長
執行役員常務	秋 山 優 樹	土木事業本部長
執行役員	岸 田 隆 夫	土木事業本部副本部長
執行役員	逆瀬川 利 郎	土木事業本部担当
執行役員	須 田 裕 樹	国際事業部長
執行役員	相 川 暁 夫	土木事業本部副本部長
執行役員	外 山 幸 男	土木事業本部副本部長
執行役員	佐々木 紀	建築事業本部副本部長
執行役員	鐘 崎 道 生	管理本部副本部長兼企画部長
執行役員	藤 川 泰 生	東北支店長
執行役員	石 井 湧太郎	名古屋支店長
執行役員	三重野 和 幸	千葉支店長
執行役員	羽 田 滋 規	管理本部副本部長兼人事部長

(注) 平成23年4月1日付で、執行役員の会社における地位及び担当の異動があり、次のような体制となりました。

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員社長	松 尾 正 臣	
執行役員副社長	中 込 修	
執行役員専務	鳥 居 剛	建築事業本部長、安全環境部統括
執行役員専務	杉 本 素 信	建築事業本部担当
執行役員専務	谷 積 正	管理本部長、企画部・内部監査室・CSR推進室統括
執行役員常務	奥 田 庸	土木事業本部担当
執行役員常務	佐々木 良 夫	建築事業本部担当
執行役員常務	齋 藤 健	土木事業本部担当（東京湾地区担当）
執行役員常務	田 中 政 志	横浜支店長
執行役員常務	東 功	首都圏建築事業部長
執行役員常務	末 富 龍	大阪支店長
執行役員常務	百 武 剛	東京支店長
執行役員常務	秋 山 優 樹	土木事業本部長
執行役員常務	須 田 裕 樹	国際事業部長
執行役員常務	相 川 暁 夫	土木事業本部担当
*執行役員常務	樋 口 和 行	土木事業本部担当
*執行役員常務	五木田 好 成	本社震災対策本部担当（関東地区担当）
執行役員	逆瀬川 利 郎	土木事業本部担当
執行役員	佐々木 紀	建築事業本部副本部長（大阪駐在）
執行役員	鐘 崎 道 生	管理本部副本部長兼企画部長
執行役員	藤 川 泰 生	東北支店長
執行役員	石 井 湧太郎	土木事業本部担当
執行役員	三重野 和 幸	千葉支店長
執行役員	羽 田 滋 規	管理本部副本部長兼人事部長
*執行役員	守 分 敦 郎	土木事業本部エンジニアリング事業部長

*印は、平成23年4月1日付で新たに就任した執行役員であります。

IV 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

新日本有限責任監査法人

54百万円

当社と新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載してあります。

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

新日本有限責任監査法人

56百万円

(3) 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払った非監査業務の内容

① 海外の税務当局に税務申告をする際の添付資料の照合及び報告業務

② 国際財務報告基準への移行等にかかる助言業務

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したとき、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

V 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社は、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という）を整備し内部統制システムの充実に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業として社会的責任を果たすため、役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した職務遂行を行うよう企業行動規範を定めております。

② 代表取締役社長が全役職員に企業行動規範の精神を繰返し伝えることにより、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知・徹底しております。

- ③全社横断的に効果的な内部統制を構築するため、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス、内部統制及びリスク管理の実効性に関する行動計画を策定し、これを実施しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書）を文書又は電磁的媒体で記録し、文書管理規程に従い保存しております。
- ②取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報をいつでも閲覧することができる体制を構築しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①職務執行に係るリスク管理については、それぞれの担当部門が定めた管理規程等に従い当該部門が行っております。
- ②組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応については、リスク管理規程に基づきCSR委員会が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役に報告する体制を構築しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①中期経営計画・年度計画を定め、当社として達成すべき目標及び担当取締役の業績目標を明確にしております。
- ②企画部は、中期経営計画・年度計画における各部門の業務執行状況を検証しこれをフィードバックするとともに、各部門の改善策の実施をフォローする体制をとるものとしております。
- ③IR担当取締役を任命し、企業情報等に関し適時の開示を適切に実施しております。
- ④執行役員制度により、意思決定機関と業務執行機関を分離し、意思決定プロセスの簡素化及び意思決定の迅速化を図っております。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当該内容は、(1)に統合する形としております。
- (6) 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社の定める企業行動規範をグループ各社に周知し、グループ全体の役員が一体となり遵法意識の向上を図っております。
- ②当社の定めるグループ会社運営基準に従い、グループ会社における経営上重要な事項については、当社取締役会の付議事項とし、その他の事項については、当社企画部の審査を経るものとしております。
- ③当社内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施しております。
- ④グループ各社は、経営目標を設定し、関係会社社長会において当期見通

し等について、当社経営陣と協議を行っております。当社企画部はグループ各社の経営目標の達成状況等を定期的に検証し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、グループ各社にフィードバックを行っております。

- ⑤当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応することにしております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ①当社の業務を十分検証できるだけの経験を有する社員を補助者として配置し、監査役会の事務局を併せて担当するものとしております。
 - ②監査役は、補助者に監査業務に必要な事項を命ずることができる体制をとっております。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ①補助者の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとしております。
 - ②補助者が、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、補助者は、その命令に関して取締役等の指揮・命令を受けない体制をとっております。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ①役職員は、会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生する恐れがあるとき、及び役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、並びにその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役会に報告するものとしております。
 - ②監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要なときは意見を述べ、かつ監査上必要と判断したときは、取締役会議事録、稟議書など経営に関する重要書類をいつでも閲覧することができる体制をとっております。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①役職員は、監査役の監査業務に対しその重要性と有用性を認識・理解し、監査が実効的に行われるよう協力する体制をとっております。
 - ②監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。
 - ③監査役は、監査上必要があるときは、取締役及び重要な役職員に対し個別ヒヤリングの機会を設けることができる体制をとっております。

(11) 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制基本方針を定めて維持・運営する体制をとっております。
- ② 当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、内部統制について必要な是正・改善を行うことにより業務品質の向上を図ることとしております。

Ⅵ 会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、公開会社として株式を上場し、株主、投資家の皆様による株式の自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合において、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

当社株式の売却を行うか否か、すなわち大規模買付提案等に応じるか否かの判断を株主の皆様に適切に行っていただくためには、大規模買付者側から買付の条件や買収した後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大規模買付提案に対する当社取締役会の評価や意見、大規模買付提案に対する当社取締役会による代替案等も株主の皆様に提供しなければならないと考えます。株主の皆様には、それらを総合的に勘案したうえでご判断をいただく必要があると考えます。

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の経営理念を理解し、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に構築することができ、当社の企業価値、株主共同の利益を中長期的に向上させることのできる意思と能力を備えている必要があると考えます。

したがって、大規模買付提案にあたって当社や当社の株主に対し、提案内容に関する情報や意見、評価、代替案作成に必要な時間を与えない大規模買付者、買付の目的及び買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である大規模買付提案を行う買付者、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有する提案等を行う大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者としては適切ではないと考えています。

このような大規模買付提案または大規模買付行為等があった場合には、当社は、法令及び定款によって許容される限度において、企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な措置を講じることを基本方針とします。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、「高い技術をもって、社業の発展を図り、健全な経営により社会的責任を果たす」という経営理念を掲げ、その実現のための中期経営構想を実践しております。また、これらと並行して、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を平成20年6月27日開催の定時株主総会において株主の皆様のご承認のもと導入いたしました。

(4) 基本方針にそい、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものであります。本プランの継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。また、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、その時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

さらに、本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することも可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

（ご参考）買収防衛策の非継続

本プランの有効期間は平成23年6月29日開催の当社第121回定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は本プランの取扱いについて、平成23年5月30日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって有効期間の満了により終了とし、継続しないことを決議しております。

※上記（ご参考）は事業報告の内容を構成するものではなく、株主の皆様のご参考として記載しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	123,087	流 動 負 債	89,661
現 金 預 金	40,201	支払手形・工事未払金等	44,588
受取手形・完成工事未収入金等	56,577	短 期 借 入 金	21,148
未成工事支出金等	3,735	未 払 法 人 税 等	116
販 売 用 不 動 産	5,319	未 成 工 事 受 入 金	4,476
立 替 金	8,333	完成工事補償引当金	373
繰 延 税 金 資 産	2,237	工 事 損 失 引 当 金	1,792
そ の 他	7,010	預 り 金	9,011
貸 倒 引 当 金	△327	そ の 他	8,155
固 定 資 産	46,015	固 定 負 債	17,151
有形固定資産	30,509	長 期 借 入 金	9,168
建 物 ・ 構 築 物	5,477	再評価に係る繰延税金負債	3,387
機械、運搬具及び工具器具備品	4,847	退職給付引当金	2,730
土 地	19,746	役員退職慰労引当金	69
リ ー ス 資 産	19	そ の 他	1,796
建 設 仮 勘 定	418	負 債 合 計	106,813
無形固定資産	436	(純資産の部)	
投資その他の資産	15,069	株 主 資 本	58,723
投 資 有 価 証 券	10,083	資 本 金	18,976
長 期 貸 付 金	849	資 本 剰 余 金	18,065
繰 延 税 金 資 産	2,441	利 益 剰 余 金	23,654
そ の 他	2,662	自 己 株 式	△1,973
貸 倒 引 当 金	△967	その他の包括利益累計額	2,496
資 産 合 計	169,103	その他有価証券評価差額金	366
		繰延ヘッジ損益	△62
		土地再評価差額金	2,192
		少 数 株 主 持 分	1,070
		純 資 産 合 計	62,290
		負債純資産合計	169,103

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		164,772
売 上 原 価		148,156
売 上 総 利 益		16,616
販売費及び一般管理費		10,841
営 業 利 益		5,774
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	406	
そ の 他	207	613
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	648	
為 替 差 損	874	
そ の 他	506	2,030
経 常 利 益		4,356
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	41	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	98	
固 定 資 産 売 却 益	146	
そ の 他	79	365
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,513	
東 日 本 大 震 災 関 連 損 失	278	
そ の 他	636	2,428
税金等調整前当期純利益		2,294
法人税、住民税及び事業税	629	
法 人 税 等 調 整 額	213	842
少数株主損益調整前当期純利益		1,451
少 数 株 主 利 益		40
当 期 純 利 益		1,411

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	18,976	18,065	23,569	△1,959	58,652
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△417		△417
当 期 純 利 益			1,411		1,411
自己株式の取得				△13	△13
連結子会社の持分変動				△0	△0
土地再評価差額金取崩額			△908		△908
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	84	△14	70
当連結会計年度末残高	18,976	18,065	23,654	△1,973	58,723

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
前連結会計年度末残高	△12	△87	1,283	1,183	1,037	60,873
当連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△417
当 期 純 利 益						1,411
自己株式の取得						△13
連結子会社の持分変動						△0
土地再評価差額金取崩額						△908
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	379	25	908	1,313	33	1,346
当連結会計年度中の変動額合計	379	25	908	1,313	33	1,416
当連結会計年度末残高	366	△62	2,192	2,496	1,070	62,290

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称は次のとおりであります。

㈱東亜エージェンシー、信幸建設㈱、東亜機械工業㈱

② 主要な非連結子会社の名称は次のとおりであります。

㈱ヒューマンアフェア

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも企業集団の財産及び損益に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

㈱ヒューマンアフェア

非連結子会社及び関連会社についてはそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価方法は次のとおり行っております。

その他有価証券

時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものは移動平均法による原価法により行っております。

② デリバティブの評価方法は時価法により行っております。

③ たな卸資産の評価方法は次のとおり行っております。

a) 未成工事支出金は個別法による原価法により行っております。

b) 材料貯蔵品は移動平均法による原価法により行っております。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

c) 販売用不動産は個別法による原価法により行っております。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により行っております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）の減価償却の方法は定額法により行っております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事等に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高等に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事の将来の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることのできる工事について、損失見込相当額を個別に見積り、同額を引当計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、当社についてはその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、連結子会社については、数理計算上の差異は発生しておりません。

⑤ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社については役員退職金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の100%相当額を計上しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

過年度に発生した負ののれんは、5年間の均等償却を行っております。

④ 消費税等に相当する額の会計処理

税抜き方式によっております。

(7) 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(8) 表示方法の変更

① 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更しております。

② 会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

流動資産「その他」	80百万円
投資有価証券	2,369百万円
長期貸付金	737百万円
投資その他の資産「その他」	46百万円
計	3,234百万円

② 担保に係る債務

従業員預り金等	1,666百万円
---------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

30,134百万円

(3) 保証債務額

当社従業員（銀行借入保証）	32百万円
全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会（借入保証）	565百万円
その他1件	212百万円
計	810百万円

(4) 消費貸借契約により貸し付けている投資有価証券

112百万円

(5) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は175百万円であります。

(6) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、土地の再評価に係る税金相当額の内、「再評価に係る繰延税金資産」について回収の可能性を個別に見直した結果、回収の可能性を見込むことが困難な額を「土地再評価差額金」から減額しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

6,279百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高

138,945百万円

(2) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額

1,559百万円

(3) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	件 数
建設事業資産	建物、備品他	新潟県他	1 件
遊休資産	土地、建物他	宮城県他	9 件

当社グループは、建設事業資産については支店単位毎に、不動産賃貸事業資産及び遊休資産については個別の物件毎にグルーピングしております。

減損損失を認識した建設事業資産については、収益性の低下により上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20百万円）として計上しております。

遊休資産については、時価の下落により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（169百万円）として計上しております。その内訳は、土地（141百万円）、その他（27百万円）であります。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。また、土地の正味売却価額については、帳簿価額に重要性のあるものについては不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等を使用しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

224, 946, 290株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	419	2	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	419	2	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、「金融商品に対するリスク管理方針」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは同管理方針に従い、実需の範囲で行うこととしております。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金預金	40, 201	40, 201	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	56, 312	56, 312	—
(3) 立替金	8, 333	8, 333	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7, 645	7, 645	—
(5) 支払手形・工事未払金等	(44, 588)	(44, 588)	—
(6) 短期借入金	(15, 070)	(15, 070)	—
(7) 預り金	(9, 011)	(9, 011)	—
(8) 長期借入金(※ 2)	(15, 246)	(15, 352)	(106)
(9) デリバティブ取引(※ 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(104)	(104)	—

(※ 1) (*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※ 2) 1年内長期借入金（流動負債）6, 078百万円は長期借入金に含め連結貸借対照表計上額及び時価を記載しております。

- (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1) 現金預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (2) 受取手形・完成工事未収入金等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 立替金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (4) 投資有価証券
これらの時価については、取引所の価格によっております。
 - (5) 支払手形・工事未払金等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (6) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (7) 預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (8) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
 - (9) デリバティブ取引
 - ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当ありません。
 - ② ヘッジ会計が適用されているもの
ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約日において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法(※1)	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	短期借入金	5,200	5,200	△104
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	12,503	7,572	(※2)

- (※1) 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。
- (※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額2,438百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記
- 1株当たり純資産額
 - 1株当たり当期純利益

292円73銭
6円75銭

貸 借 対 照 表

(平成23年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	111,708	流 動 負 債	81,998
現 金 預 金	35,605	支 払 手 形	5,193
受 取 手 形	1,388	工 事 未 払 金	32,876
完成工事未収入金	50,975	短 期 借 入 金	20,228
兼業事業未収入金	1,298	リ ー ス 債 務	20
未成工事支出金	2,722	未 払 費 用	2,863
兼業事業支出金	143	未 払 消 費 税 等	3,782
販 売 用 不 動 産	5,281	未 成 工 事 受 入 金	4,389
短 期 貸 付 金	727	兼 業 事 業 受 入 金	9
繰 延 税 金 資 産	2,064	預 り 金	7,207
立 替 金	8,496	完成工事補償引当金	361
そ の 他	3,277	工 事 損 失 引 当 金	1,757
貸 倒 引 当 金	△272	従 業 員 預 り 金	1,666
固 定 資 産	40,765	そ の 他	1,641
有形固定資産	23,997	固 定 負 債	15,198
建 物 ・ 構 築 物	4,027	長 期 借 入 金	9,128
機 械 ・ 運 搬 具	2,988	リ ー ス 債 務	45
工 具 器 具 ・ 備 品	445	再評価に係る繰延税金負債	3,387
土 地	16,123	退 職 給 付 引 当 金	2,498
リ ー ス 資 産	54	そ の 他	138
建 設 仮 勘 定	357		
無形固定資産	381	負 債 合 計	97,196
投資その他の資産	16,386	(純資産の部)	
投 資 有 価 証 券	9,362	株 主 資 本	52,789
関 係 会 社 株 式	2,013	資 本 金	18,976
長 期 貸 付 金	845	資 本 剰 余 金	18,074
破 産 更 生 債 権 等	12	資 本 準 備 金	4,744
長 期 前 払 費 用	13	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,330
繰 延 税 金 資 産	2,245	利 益 剰 余 金	17,560
長期営業外未収入金	1,161	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,560
そ の 他	1,686	別 途 積 立 金	14,000
貸 倒 引 当 金	△955	繰 越 利 益 剰 余 金	3,560
資 産 合 計	152,473	自 己 株 式	△1,821
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,486
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	356
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△62
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,192
		純 資 産 合 計	55,276
		負債純資産合計	152,473

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成22年 4 月 1 日)
(至 平成23年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	150,488	
開 発 事 業 等 売 上 高	2,751	
不 動 産 等 売 上 高	580	153,820
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	135,016	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	2,731	
不 動 産 等 売 上 原 価	833	138,581
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	15,472	
開 発 事 業 等 総 利 益	20	
不 動 産 等 総 利 益	△252	15,239
販売費及び一般管理費		9,805
営 業 利 益		5,433
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	411	
そ の 他	74	485
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	630	
為 替 差 損	874	
そ の 他	498	2,004
経 常 利 益		3,915
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	34	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	107	
固 定 資 産 売 却 益	113	
そ の 他	11	268
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,513	
東 日 本 大 震 災 関 連 損 失	278	
そ の 他	535	2,327
税 引 前 当 期 純 利 益		1,857
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	555	
法 人 税 等 調 整 額	152	707
当 期 純 利 益		1,149

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日)
(至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
前 期 末 残 高	18,976	4,744	13,330	18,074	14,000	3,739	17,739	△1,807	52,982	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△419	△419		△419	
当 期 純 利 益						1,149	1,149		1,149	
自己株式の取得								△13	△13	
土地再評価差額金の取崩						△908	△908		△908	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△178	△178	△13	△192	
当 期 末 残 高	18,976	4,744	13,330	18,074	14,000	3,560	17,560	△1,821	52,789	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	△37	△87	1,283	1,158	54,141
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△419
当 期 純 利 益					1,149
自己株式の取得					△13
土地再評価差額金の取崩					△908
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	393	25	908	1,327	1,327
当期変動額合計	393	25	908	1,327	1,135
当 期 末 残 高	356	△62	2,192	2,486	55,276

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価方法は次のとおり行っております。

a) 子会社及び関連会社の株式は移動平均法による原価法により行っております。

b) その他有価証券

時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものは移動平均法による原価法により行っております。

② デリバティブの評価方法は時価法により行っております。

③ たな卸資産の評価方法は次のとおり行っております。

a) 未成工事支出金及び兼業事業支出金は個別法による原価法により行っております。

b) 販売用不動産は個別法による原価法により行っております。

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により行っております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）の減価償却の方法は定額法により行っております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により行っております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事の将来の損失に備えるため、工事損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることのできる工事について、損失見込相当額を個別に見積り、同額を引当計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(6) 消費税等に相当する額の会計処理

税抜き方式によっております。

(7) 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

短期貸付金	72百万円
流動資産「その他」	8百万円
投資有価証券	1,958百万円
関係会社株式	411百万円
長期貸付金	737百万円
投資その他の資産「その他」	46百万円
計	3,234百万円

② 担保に係る債務

従業員預り金等	1,666百万円
---------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,009百万円

(3) 保証債務

全国漁港・漁村振興漁業協同組合連合会（借入保証）	565百万円
東亜海運産業㈱（銀行借入保証）	120百万円
当社従業員（銀行借入保証）	32百万円
その他1件	212百万円

計 930百万円

(4) 消費貸借契約により貸し付けている投資有価証券 112百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,721百万円
長期金銭債権	1,216百万円
短期金銭債務	5,381百万円

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は175百万円であります。

(7) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、土地の再評価に係る税金相当額の内、「再評価に係る繰延税金資産」について回収の可能

性を個別に見直した結果、回収の可能性を見込むことが困難な額を「土地再評価差額金」から減額しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

6,279百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高 138,483百万円

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

5,803百万円

仕入高

22,199百万円

営業取引以外の取引による取引高

216百万円

(3) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 1,524百万円

(4) 当期において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	件 数
建設事業資産	建物、備品他	新潟県他	1 件
遊休資産	土地、建物他	宮城県他	8 件

当社は、建設事業資産については支店単位毎に、不動産賃貸事業資産及び遊休資産については個別の物件毎にグルーピングしております。

減損損失を認識した建設事業資産については、収益性の低下により上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20百万円）として計上しております。

遊休資産については、時価の下落により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（94百万円）として計上しております。その内訳は、土地（66百万円）、その他（27百万円）であります。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。また、土地の正味売却価額については、帳簿価額に重要性のあるものについては不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等を使用しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

15,131,785株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金 2,248 百万円

工事損失引当金 709

投資有価証券評価損 606

施設利用権評価損 390

賞与引当金 448

その他 1,545

繰延税金資産小計 5,949

評価性引当額 △1,397

繰延税金資産合計 4,551

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 △241

繰延税金負債合計 △241

繰延税金資産の純額 4,309

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、乗用車、作業用機械、電子計算機その他事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	信幸建設㈱	直接29% 間接71%	建設工事の発注	建設の発注	14,569	工事未払金	2,018

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場価格に基づき、両者協議の上で個別に決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	263円45銭
1株当たり当期純利益	5円48銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月23日

東亜建設工業株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 一 浩 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 種 村 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜建設工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜建設工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月23日

東亜建設工業株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 一 浩 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 種 村 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜建設工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針及び各取組みについても、その内容について検討いたしました。子会社については、子会社の取締役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的にするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月27日

東亜建設工業株式会社監査役会

監査役(常勤)	林	靖	人	Ⓔ
社外監査役(常勤)	伊	佐	信	Ⓔ
社外監査役	北	健	治	Ⓔ
社外監査役	稲	葉	怜	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績、今後の経営環境等を勘案し、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき2円 総額419,629,010円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年6月30日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
1	すず き ゆき お 鈴 木 行 雄 (昭和19年 10月29日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年4月 当社北陸支店長 平成13年6月 当社執行役員（北陸支店長） 平成15年6月 当社取締役兼執行役員常務 （横浜支店長） 平成16年6月 当社執行役員常務（横浜支店 長） 平成17年6月 当社取締役兼執行役員専務 （建築営業本部長） 平成18年4月 当社代表取締役社長兼執行役 員社長 平成22年4月 当社代表取締役会長 現在に至る	81,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
2	まつ お まさ おみ 松 尾 正 臣 (昭和22年 12月29日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成15年 4 月 当社大阪支店長 平成15年 6 月 当社取締役兼執行役員（大阪支店長） 平成16年 6 月 当社執行役員（大阪支店長） 平成17年 6 月 当社執行役員常務（横浜支店長） 平成19年 6 月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部長、安全環境部統括） 平成21年 4 月 当社代表取締役兼執行役員副社長（土木部門担当、安全環境部・CSR推進室統括、土木事業本部長） 平成22年 4 月 当社代表取締役社長兼執行役員社長 現在に至る	78,000株
3	なか ごめ おさむ 中 込 修 (昭和22年 7月14日生)	昭和45年 4 月 当社入社 平成13年 4 月 当社国際事業部長 平成15年 6 月 当社執行役員（国際事業部長） 平成17年 6 月 当社執行役員常務（国際事業部長） 平成19年 6 月 当社執行役員専務（国際事業部長） 平成20年 6 月 当社取締役兼執行役員専務（国際事業部長） 平成22年 4 月 当社代表取締役兼執行役員副社長 現在に至る	78,830株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 の 数
4	とり い つよし 鳥 居 剛 (昭和25年 2月4日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年4月 当社名古屋支店長 平成15年6月 当社執行役員（名古屋支店長） 平成17年6月 当社執行役員常務（大阪支店長） 平成19年6月 当社執行役員専務（土木事業本部副本部長） 平成21年6月 当社取締役兼執行役員専務（土木事業本部副本部長、CSR推進室担当） 平成22年4月 当社取締役兼執行役員専務（建築事業本部長、安全環境部統括） 現在に至る	78,000株
5	たに もり まさ 谷 積 正 (昭和23年 12月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年6月 当社経理部長 平成17年6月 当社執行役員（経理部長） 平成18年6月 当社取締役兼執行役員（経理部担当） 平成19年6月 当社取締役兼執行役員常務（管理本部長、経営企画室・監理室・内部統制室統括） 平成21年4月 当社取締役兼執行役員専務（管理本部長、企画部・内部監査室統括） 平成22年4月 当社取締役兼執行役員専務（管理本部長、企画部・内部監査室・CSR推進室統括） 現在に至る	72,000株
6	あき やま まさ き 秋 山 優 樹 (昭和27年 8月3日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年4月 当社千葉支店長 平成19年6月 当社執行役員（横浜支店長） 平成22年4月 当社執行役員常務（土木事業本部長） 平成22年6月 当社取締役兼執行役員常務（土木事業本部長） 現在に至る	57,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもちまして、監査役伊佐信幸、北健治の両氏が任期満了となり、監査役稲葉怜氏は辞任されます。つきましては、新たに監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、新たに選任される監査役3名の任期は平成27年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	い さ のぶ ゆき 伊 佐 信 幸 (昭和24年 10月28日生)	昭和50年4月 日本セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 平成6年11月 同社九州支店総務課課長 平成11年11月 太平洋セメント株式会社退職、奥多摩工業株式会社入社 平成16年12月 奥多摩工業株式会社退職 平成17年1月 サンシン電機株式会社入社 平成17年3月 同社常勤監査役 平成19年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る	16,000株
2	おく ゆうじろう 奥 雄二郎 (昭和30年 8月13日生)	昭和53年4月 安田火災海上保険株式会社（現株式会社損害保険ジャパン）入社 平成12年7月 同社山梨支店長 平成15年4月 同社金融法人部長 平成17年7月 同社理事 金融機関推進部長 平成18年4月 同社理事 岡山支店長 平成21年4月 同社常務執行役員関東本部長 兼信越本部長 平成23年4月 同社常務執行役員関東本部長 現在に至る	0株
3	もの え と き お 物 江 斗木夫 (昭和24年 7月23日生)	昭和47年10月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 平成4年4月 同社山形支社長 平成7年10月 同社梅田支社長 平成11年4月 同社名古屋西支社長 平成14年4月 同社仙台支社長 平成16年1月 同社理事 久留米支社長 平成18年4月 エムワイ総合企画株式会社 専務取締役 平成19年4月 同社 取締役社長 平成23年3月 同社 取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊佐信幸、奥雄二郎、物江斗木夫の3氏は社外監査役候補者であります。
3. 伊佐信幸氏は、東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員であり、奥雄二郎、物江斗木夫の両氏につきましても、独立役員の予定者として届け出ております。

4. 社外監査役候補者とする理由について
- (1) 伊佐信幸氏は、幅広い職歴があり、また他社におきまして監査役の経験もあり、監査業務に関する知識と経験は引き続き適切にその職務を遂行していただけるものと判断しております。
なお、同氏の当社社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (2) 奥雄二郎氏は、大手損害保険会社に勤務し、役員経験もあることから企業経営を統治するに十分な見識を有していると考え、業種の異なる当社においても適切にその職務を遂行していただけるものと判断しております。
- (3) 物江斗木氏は、大手生命保険会社に勤務し、長年にわたる保険業務の経験と知識と他社の役員経験として培った見識により、当社においても適切にその職務を遂行していただけるものと判断しております。
5. 奥雄二郎氏は、平成23年6月23日をもって株式会社損害保険ジャパン常務執行役員関東本部長を退任し、平成23年6月29日をもって株式会社損保ジャパン・クレジット代表取締役社長に就任する予定であります。
6. 社外監査役の責任限定契約について
当社は、伊佐信幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度契約を継続する予定であります。
また、奥雄二郎、物江斗木氏の両氏の選任が承認された場合には同内容の契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

新宿パークタワー3階 パークタワーホール

[交通]

- ・ J R新宿駅南口から徒歩約17分
- ・ 都営新宿線・京王新線新宿駅新都心口から徒歩約15分
- ・ 京王新線初台駅東口から徒歩約8分
- ・ 都営大江戸線都庁前駅A 4 出口から徒歩約8分
- ・ 小田急線参宮橋駅から徒歩約10分
- ・ J R新宿駅西口バスターミナル21番のりば（京王百貨店前）から
「S O 1 系統・新都心循環」バス約8分（「パークハイアット東京前」下車）

